

目次 個人情報ファイル簿【実施機関：練馬区選挙管理委員会】

選挙人名簿ファイル.....	1
在外選挙人名簿ファイル.....	2
在外選挙人名簿登録申請書ファイル.....	3
裁判員候補者予定者名簿ファイル.....	4

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿ファイル
実施機関名	練馬区選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	選挙人名簿作成等選挙執行のため（公職選挙法第19条等）。
記録項目	1個人番号、2氏名、3住所、4男女の別、5生年月日、6区民となった日、7転入届日、8住所を定めた日、9続柄、10従前住所、11転出先住所、12転出日、13登録事由、14登録年月日、15投票区、16投票の有無
記録範囲	公職選挙法第21条の1および2の該当者
記録情報の収集方法	住民情報システムから収集（データ連携）
要配慮個人情報を含む、含まない、の別	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称および所在地	別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、詳しくは、選挙管理委員会事務局（03-5984-1399）にお問合せください。
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 【電算処理ファイルと同内容のマニュアル処理ファイル】：有
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	在外選挙人名簿ファイル
実施機関名	練馬区選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	選挙執行のため（公職選挙法第30条の2）。
記録項目	1氏名、2最終住所または申請時における本籍、3性別、4生年月日、5在外選挙人証登録番号、6国名、7經由領事館、8衆議院小選挙区、9登録年月日、10抹消年月日
記録範囲	海外に3ヶ月以上住所を有する18歳以上の旧練馬区民等
記録情報の収集方法	登録申請に基づいて収集
要配慮個人情報を含む、含まない、の別	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称および所在地	別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、詳しくは、選挙管理委員会事務局（03-5984-1399）にお問合せください。
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 【電算処理ファイルと同内容のマニュアル処理ファイル】：有
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	在外選挙人名簿登録申請書ファイル
実施機関名	練馬区選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	選挙人が在外選挙を行う前提として、在外選挙人名簿に登録するため（公職選挙法第30条の5）。
記録項目	1氏名、2最終住所または申請時における本籍、3性別、4生年月日
記録範囲	海外に3ヶ月以上住所を有する18歳以上の旧練馬区民等
記録情報の収集方法	登録申請に基づいて収集
要配慮個人情報を含む、含まない、の別	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称および所在地	総務部情報公開課 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所西庁舎10階 区民情報ひろば
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル） 【電算処理ファイルと同内容のマニュアル処理ファイル】：
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	裁判員候補者予定者名簿ファイル
実施機関名	練馬区選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	裁判員候補者予定者を東京地方裁判所へ提出するため（裁判員法第22条）。
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4本籍地
記録範囲	練馬区の選挙人名簿に登録された者のうち、名簿調製プログラムによる抽選で選ばれた者
記録情報の収集方法	練馬区の選挙人名簿から収集
要配慮個人情報を含む、含まない、の別	含まない
記録情報の経常的提供先	東京地方裁判所
開示請求等を受理する組織の名称および所在地	総務部情報公開課 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所西庁舎10階 区民情報ひろば
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 【電算処理ファイルと同内容のマニュアル処理ファイル】：無
備 考	

